

# 入札公告（説明書）

令和5年2月6日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

【調達機関番号 417】

次のとおり公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和4年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告3-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	秋田自動車道 北上管内特殊橋梁耐震補強設計 【品目分類番号 42】
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 東北支社長 田仲 博幸
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課【所在地番号 04】 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 J R 仙台イーストゲートビル 12 階 (電話) 022-395-7641 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」

1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 5 年 2 月 20 日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	参加表明書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>          入札公告の日 から 令和 5 年 2 月 20 日 16 時 00 分まで          ※共通入札公告 3-7-1 及び 3-7-5～3-7-11 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>          [電子入札の場合]          入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。          なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。          [郵送入札の場合]          入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 参加表明書様式 1</li> <li>(2) 参加表明書様式 2</li> <li>(3) 参加表明書様式 3</li> </ul>
2-4	技術提案書の提出者を選定及び提出要請日	令和 5 年 3 月 9 日を予定  ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。

2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和 5 年 4 月 18 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 3-7-8～3-7-11 に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b> 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p><b>【実施期間】</b> 令和 5 年 4 月 19 日 から 令和 5 年 4 月 27 日 までを予定</p> <p><b>【実施場所】</b> NEXCO 東日本 東北支社 会議室</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和 5 年 5 月 29 日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	非特定の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
2-10	参考見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和 5 年 4 月 18 日 16 時 00 分 ※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者とします。別添『金抜設計書』のうち、技術提案書に記載された技術提案の内容に変更対象となる項目について参考見積書を作成し、技術提案書と併せて提出をお願いします。</p> <p><b>【提出方法】</b> 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。提出部数は 1 部とする。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和 5 年 4 月 19 日 から 令和 5 年 4 月 27 日 までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和 5 年 4 月 28 日 16 時 00 分</p>

		<p><b>【提出方法】</b> 本書 2-10 に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 特定した見積者に別途通知する。 なお、共通入札公告 3-9 に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。</p> <p>また、共通入札公告 3-8-1. ②に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。  <u>※内訳明細書は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p><b>【提出方法】</b>  <b>[電子入札の場合]</b> 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。  <b>[郵送入札の場合]</b> 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[14]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>  (1) 入札書  (2) 内訳明細書（※Microsoft Excel により提出すること。）</p>
2-14	見積日時	特定した見積者に別途通知する。
2-15	見積執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日 から 令和 5 年 4 月 4 日 16 時 00 分まで</p> <p><b>【受付場所】</b> 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p><b>【受付方法】</b> 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が 5 間以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p>

		なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。  【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

東北支社においては、令和5年4月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたします。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（ICカードをお持ちの場合は即日登録完了。ICカード未保有の場合はカード準備のため1か月程度で登録完了。）

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

[https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction\\_info/outline.pdf](https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf)

競争参加資格要件等一覧表

業務名		秋田自動車道 北上管内特殊橋梁耐震補強設計														
調達手続の概要	競争契約の方法	公募型プロポーザル方式														
	落札者の決定方法	総合評価落札方式														
	見積活用方式の対象	有														
	一括審査方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	—												
			設計業務名(その2)	—												
			設計業務名(その3)	—												
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	—												
			設計業務名(その2)	—												
			設計業務名(その3)	—												
評価値の算出方法		加算方式														
入札ボンド		無														
履行ボンド		有														
開札時において、以下に示す業種区分の「令和3・4年度競争参加資格」を有する者であること。																
業種区分		橋梁設計														
競争参加要件	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成19年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。													
			業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。													
		同種業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3													
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計														
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> </tbody> </table>				鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理						
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画														
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理														
同種業務	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。														
		平成19年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。														
	同種業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3													
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計														
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr> </tbody> </table>				鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理						
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画														
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理														
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	①技術士【総合技術監理部門(建設部門-鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ②技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ③RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 ④土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者(いずれも鋼・コンクリート分野)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。														
		外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)を予定する場合は、あらかじめ上記に示す資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。														
手持ち業務金額及び件数	手持ち業務金額及び件数が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4億円以上 ②1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は5件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務															

	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。				
		平成19年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。				
競争参加要件	予定照査 技術者に 求める事 項	同種業務	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
			鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計	
			鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計	
			鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画	
		技術者資格	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理	
			①技術士【総合技術監理部門(建設部門-鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ②技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ③RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 ④土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者(いずれも鋼・コンクリート分野)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。  外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)を予定する場合は、あらかじめ上記に示す資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。			
競争参加 資格未資 格者	施工管理(調査 等)業務の受注 者		業務名) 東北自動車道 北上管内橋梁施工管理業務	受注者名) (株)横浜コンサルティングセンター		
			業務名)	受注者名)		
	その他		業務実施体制が「不適」の場合には競争参加を認めない。			

## 技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式_総合評価型			技術評価点(満点)	100点												
評価項目	評価基準															
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td><td>40点</td><td>40点</td></tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)</td><td>20点</td><td></td></tr> <tr> <td>以下の場合は加点しない ③上記に該当しない</td><td>0点</td><td></td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	40点	40点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	20点		以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点	
評価基準	評価	配点														
平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	40点	40点														
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	20点															
以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点															
参加表明者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td><td>-2点 -2点</td><td></td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	-2点 -2点							
評価基準	評価	配点														
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	-2点 -2点															
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	◇留意事項 ①記載は不要である。													
			次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td><td>30点</td><td></td></tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>15点</td><td>30点</td></tr> <tr> <td>(③上記に該当しない)</td><td>非適定</td><td></td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	30点		外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	15点	30点	(③上記に該当しない)	非適定	
評価基準	評価	配点														
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	30点															
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ右表に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	15点	30点														
(③上記に該当しない)	非適定															
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td><td>30点</td><td></td></tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)</td><td>15点</td><td></td></tr> <tr> <td>以下の場合は加点しない ③上記に該当しない</td><td>0点</td><td></td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点		②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	15点		以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点	
評価基準	評価	配点														
平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点															
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業)	15点															
以下の場合は加点しない ③上記に該当しない	0点															
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数		次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。</td><td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td><td>適 不適(非適定)</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適(非適定)						
評価基準	評価	配点														
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適(非適定)														
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td><td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td><td>適 不適(非適定)</td></tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適(非適定)						
評価基準	評価	配点														
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適(非適定)														
技術提案書の提出者を選定する方法		技術提案書の選定方法は次のとおりとする。 ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。 ③入札手続き中の事態等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。														

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式_総合評価型			技術評価点(満点)	100点	
評価項目			評価基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。  評価基準 技術部門・科目・種類に応じ評価する。 ①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①及び②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③及び④に該当する ③上記に該当しない		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。  評価基準 平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 二 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合は加点しない ③上記に該当しない		
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。  評価基準 技術部門・科目・種類に応じ評価する。 ①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の①及び②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の③及び④に該当する ③上記に該当しない		
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。  評価基準 平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 二 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合は加点しない ③上記に該当しない		
業務への取り組み姿勢			次の基準で評価する。  評価基準 業務理解度 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 実施手順 業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 その他 有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		

	次の基準で評価する。							
特定テーマに対する技術提案	的確性	<p>評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。</li> <li>・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。</li> </ul>	配点 10点					
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。</li> <li>・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。</li> </ul>	15点					
	独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・ただし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は特定しない。</li> </ul>	10点					
	特定テーマ	対象となる鬼ヶ瀬川橋(トラス桁)の合理的な耐震補強対策工法を検討する際の留意点						
参考業務規模	次の基準で評価する。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提示した参考業務規模と大きく乖離する見積である場合は特定しない。</li> <li>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> </ul> <p>※なお、契約制限価格の参考とするため、特定者には、再度見積りを依頼する場合がある</p> </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>参考業務規模(税込)</td> <td>159～207百万円</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準	配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示した参考業務規模と大きく乖離する見積である場合は特定しない。</li> <li>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> </ul> <p>※なお、契約制限価格の参考とするため、特定者には、再度見積りを依頼する場合がある</p>	-	参考業務規模(税込)
評価基準	配点							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示した参考業務規模と大きく乖離する見積である場合は特定しない。</li> <li>・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</li> </ul> <p>※なお、契約制限価格の参考とするため、特定者には、再度見積りを依頼する場合がある</p>	-							
参考業務規模(税込)	159～207百万円							
技術提案書に関するヒアリング	<p>(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。</p> <p>イ. 配置予定管理技術者の業務経験について  ロ. 業務の取組姿勢及び特定テーマに対する技術提案について  ハ. 総額について  ニ. 参考見積書の内容について  (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。  (3)ヒアリングは質疑応答を含め40分程度とする。</p>							